

業務指示書

アジア地域ASEAN地域強靱な都市づくりに関する情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年8月28日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年9月2日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません

() 認めます

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなりません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなりません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の社員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：防災に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／都市計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市計画
- 2) 対象国又は同類似地域：ASEAN10カ国 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 都市防災】

- 1) 類似業務の経験：都市防災
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 災害リスク評価】

- 1) 類似業務の経験：災害リスク評価
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年9月11日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
ASEAN地域内3都市でのワークショップ開催に要する直接経費
フォーラムの開催に要する直接経費
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(1 = 円 , US\$1 = 124.21 円 , EUR1 = 136.05 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 9月17日(木) 10:30 ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 本部 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/都市計画
都市防災
災害リスク評価

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

21.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年10月2日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

アジア地域ASEAN地域強靱な都市づくりに関する情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／都市計画	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 都市防災	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 災害リスク評価	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ASEAN 諸国は気候環境や地質学的特性により自然災害リスクが高い地域に位置するため災害が多発しており（スマトラ島沖地震（2004年、インドネシア、タイ他）、サイクロン・ナルギス（2008年、ミャンマー）、台風ヨランダ（2013年、フィリピン）等）、アジア地域には世界の自然災害の被害者の9割近くが集中する（1984-2013累計）。特に2011年に発生した東日本大震災やタイの洪水によるサプライチェーンへの打撃は、災害の影響が一国内に留まらないという認識を広くもたらし、東南アジア地域において、防災への取り組み、特に地域レベルでの取り組みが改めて重要視されるようになってきている。

かかる状況の下、ASEANでは地域レベルでの防災への取り組みが進められており、2003年にASEAN防災委員会（ASEAN Committee on Disaster Management, 以下「ACDM」）が設立された。2004年のスマトラ沖地震から国境を越えた災害対策の取り組みの必要性が認識され、翌2005年にASEAN防災緊急対応協定（ASEAN Agreement on Disaster Management and Emergency Response, 以下「AADMER」）が提案・締結されている。ASEANの防災への取り組みは、主要政策であり共通のプラットフォームであるAADMERに基づき実施されており、AADMERは①Risk Assessment, Early Warning and Monitoring、②Preparedness and Response、③Prevention and Mitigation、④Recovery and Rehabilitationの4本柱で構成されていて、ACDMのワーキンググループが同じ構成で形成されている。

AADMERのローリングプランとして、Work Programme 2010-2015（WP）があり、さらにPhase 1（2010-2012）（WP1）とPhase 2（2013-2015）（WP2）に細分化される。WP2は2013年のACDM会合においてフラッグシッププロジェクト21案件を選定しており、21案件それぞれにコンセプトノート（CN）が作成されていて、加盟国及び対話国（Dialogue Partner）、ドナー（Development Partner）は各コンセプトノート（CN）に沿った事業実施が求められている。

CNのNo.18においては、ASEANでの強靱な¹都市づくり“Building Disaster and Climate Resilient Cities in ASEAN”が要請されており、機構は2014年6月にCNのNo.18へのインプットに関するプロポーザルを提案し、2015年5月に

¹ Resilience（レジリエンス）は、災害をもたらす外力からの「防護」とどまらず、国や地域の経済社会に関わる分野を幅広く対象にして、経済社会システム全体の「抵抗力」、「回復力」を確保することを目的とした考え方であり、CNのNo.18においてもこの意味で、Resilience, Resilientと記載されている。本業務ではResilienceを「強靱」または「強靱性」、Resilientを「強靱な」と訳している。

ASEAN による承認を受けた。本業務では、CN18 へのインプットとして、機構から提出したプロポーザルに基づいた調査を行う。

都市は、その地域の発展や人口の増加・集中と共に、多くの産業が発達し、また国内及び諸外国からの企業が進出し、周辺地域や国家の経済を支えており、国家にとって重要な地域である。しかしながら、人口集中や土地利用の変化、社会構造や生活・行動様式の変化等を伴う都市化は、被災する可能性のある人口の増加、被災地域の増加や変化、他地域や外国からの人口流入による地域の災害リスクを知らない層の増加、昼夜の人口密度の変化等、都市特有の脆弱性の変化や新たな災害リスクを発現させる。2011 年の東日本大震災やタイの洪水で経験したように、都市のような他の地域や諸外国との関連性が強い地域が災害被害を受けると、地域経済の停滞だけでなくその経済的な影響は他の地域や諸外国にも伝搬する。加えて災害への配慮や準備の不足により被災し、その影響が他国に及ぶことになると、地域や国家の信頼にも影響することになる。このため、災害と新たなリスクとなる気候変動を考慮した都市の強靱化は、国家や都市にとっての喫緊の課題となっていることから、今後の都市防災を検討する上で必要な情報を収集するための調査を行うものである。

2. 業務の概要

(1) 業務の目的

本業務においては、以下の 3 点について調査を行い、それぞれ成果物を作成するとともに、フォーラム、ワークショップなどで成果普及を行い、調査結果をファイナルレポートに取り纏めることを目的とする。

成果 1 : ASEAN での都市の強靱性を強化するための、クロスセクターな協力枠組みの構築

(成果 : ASEAN Urban Resilience Forum の形成、規約及び連絡体制の構築)

成果 2 : ASEAN の優先都市での災害リスク評価のデモンストレーションプロジェクトに向けた候補都市の評価と協力態勢の構築

(成果 : ASEAN 都市のロングリスト、ASEAN 都市の GIS・データベース、デモンストレーションプロジェクトの ToR 案及び候補都市のショートリスト)

成果 3 : ASEAN での強靱な都市づくりのためのツールの開発

(成果 : 強靱な都市づくりに関するツール(ガイドブック))

(2) 対象地域

ASEAN 10 カ国

3. 業務の範囲

本業務は AADMER の Work Programme Phase2 のコンセプトノート (CN) No.18 として要請され、機構が提出したプロポーザルが承認されたことに基づいて実施するもの。コンサルタントは「2.(1)業務の目的」を達成するために、「4. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、「5.業務の内容」に示す内容の業務を実施し、「6.成果品等」に示す報告書を作成し、JICA に提出する。

本業務の実施体制及び内容について、ASEAN の関係者と 2015 年 6 月 25-26 日に協議を行い、協議議事録による確認を行っている。

確認を行った本業務の概要は以下のとおり。AADMER の枠組みにおいては、本情報収集・確認調査は「プロジェクト」と称されていることに留意する。

(1) プロジェクト名

“Building Disaster and Climate Resilient Cities in ASEAN”

和文名では、「ASEAN 地域 強靱な都市づくりに関する情報収集・確認調査」(以下、本調査)とする。

(2) プロジェクト内容

成果 1 : ASEAN での都市の強靱性を強化するための、クロスセクターな協力枠組みの構築

1-1 フォーラムの形成及びワークショップの開催

- 1) ASEAN Urban Resilience Forum の形成とフォーラム会合の開催 (調査の中間時点及び終了時)
- 2) ワークショップの開催 (成果 2、成果 3 に関するワークショップ)
- 3) フォーラムのアクションプラン作成 (フォーラム会合での議論を踏まえ、今後のフォーラムのアクションプランを作成)

1-2 強靱な都市づくりの推進のための関係者間のネットワーキングの促進

- 1) フォーラム規約案の作成及びフォーラム会合での議論を踏まえた規約の確定
- 2) メーリングリストの作成およびウェブサイトの構築
- 3) 関係者ネットワークの検討 (フォーラムの幹事を務める組織の調整) 及び ASEAN 事務局、ACDM 予防と緩和ワーキンググループとの協議
- 4) フォーラムの形成、ワークショップの開催、メーリングリストおよびウェブサイトの活用を通じたネットワーキングの促進

成果 2 : ASEAN の優先都市での災害リスク評価のデモンストレーションプロジェクトに向けた候補都市の評価と協力体制の構築

2-1 ASEAN の都市情報の収集及びリスト化

- 1) ASEAN の都市情報の収集に関する都市選定クライテリアの設定、ステアリングコミティーメンバーとの協議
- 2) ASEAN の都市に関する情報収集（人口、社会経済指標、社会基盤情報など）及び比較分析
- 3) ASEAN の都市のハザード情報、脆弱性、リスク、気候変動の影響を含めた最新の災害発生予測情報の情報収集
- 4) ASEAN の都市の自然災害対応状況の情報収集
- 5) ASEAN の都市の土地利用及び開発計画の情報収集
- 6) ASEAN の都市の自然災害対策の情報収集
- 7) ASEAN の都市防災に関する法制度の情報収集
- 8) ASEAN の都市の重要インフラ、産業集積地などの情報収集
- 9) 収集データの分析及び既存情報からの初期的な自然災害リスク評価の実施
- 10) データベースの作成（各種ハザード、Natech Disaster を含む二次的災害の要因、都市の脆弱性、気候変動の影響、起こりうる各種災害リスク、主なインパクトなど）
- 11) ASEAN の都市のロングリスト作成
- 12) ワークショップを通じた調査内容に対する意見集約及び調査結果の説明

2-2 デモンストレーションプロジェクトの ToR 案の作成

- 1) デモンストレーションプロジェクトの ToR 案の作成
- 2) デモンストレーションプロジェクトの候補都市リスト(ショートリスト)の作成

成果 3 : ASEAN での強靱な都市づくりのためのツールの開発

3-1 Resilient Cities Campaign など ASEAN が関係する既存の取り組み内容の調査

3-2 強靱な都市づくりに関する好事例及び過去の自然災害被害からの教訓の収集

- 1) 先進国を含む都市での自然災害による被害の情報収集
- 2) 好事例及び教訓の情報収集
- 3) 都市に関する自然災害リスク、好事例及び教訓の分析

3-3 強靱な都市づくりに関するガイドの検討

- 1) 被害関数に関する調査（地震、津波または高潮（波高）、強風（風力）、洪水（浸水深と時間）
 - ① 過去の自然災害におけるインフラや構造物に関する災害の規模と被害（ダメージやサービスの中断期間・復旧に要した時間など）の関係の調査
 - ② ASEAN 各国のインフラや構造物の法制度及び防災強度に関する調査（2-1 で収集した情報を活用）
 - ③ ASEAN におけるインフラや構造物の被害関数案の検討と今後の改訂に向けた改善点の提案
 - ④ 強靱な都市づくりにおける被害関数の活用の提案
 - ⑤ ワークショップを通じた調査内容に対する意見集約及び調査結果の説明
- 2) 都市の自然災害対応に係るチェックリスト(①土地利用及び都市計画、②災害対応及び対策)の検討
 - ① チェックリストの項目、評価方法、評価指標の検討（都市の自然災害リスクの把握状況、住民への周知の度合い、自然災害を考慮した土地利用及び都市計画の状況、災害対応の検討状況、訓練の実施状況など）
 - ② 1) 土地利用及び都市計画、2) 災害対応及び対策の2つのチェックリスト案の作成
 - ③ 試行的な評価の実施
 - ④ 試行を踏まえてのチェックリストの項目及び評価指標の再検討
 - ⑤ チェックリストの展開・活用のために国及び地方自治体が行うべき事項の整理
 - ⑥ ワークショップを通じた、調査内容に対する意見集約及び調査結果の説明
- 3-4 強靱な都市づくりに関するツール(ガイドブック)の作成
 - ①都市を襲った過去の自然災害からの教訓、②都市災害対応の好事例、③強靱な都市づくりに関するガイド、を含むツール（ガイドブック）の作成

(3) 関係機関

- ・ ACDM 予防と緩和ワーキンググループ Co-Chair （タイ、ラオス）
- ・ ASEAN 防災人道支援調整センター(ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on disaster management, 以下、「AHA センター」)
- ・ ASEAN 事務局 災害・人道支援課（本調査の連絡・調整の窓口）

- ・ ASEAN10 か国の防災担当機関
(担当機関名、担当者名は調査初期において ASEAN 側より提示される)

4. 業務実施上の留意事項

(1) 既存調査結果の活用

ASEAN 地域における防災関連の調査として「ASEAN 地域防災協力に関する基礎情報収集・確認調査」、「ASEAN 地域における産業集積地の自然災害リスク評価と事業継続計画に関する情報収集・確認調査」を実施済。

「ASEAN 地域防災協力に関する基礎情報収集・確認調査」の成果品である国別防災台帳は各国の防災体制の現状および課題、課題への支援状況、ASEAN 連携の状況について取り纏めている。また、国別調査レポートにおいては、国別の災害プロフィール等を取り纏めている。

「ASEAN 地域における産業集積地の自然災害リスク評価と事業継続計画に関する情報収集・確認調査」の成果品の「ASEAN 地域内の産業集積地及び関連社会基盤を含むリスク評価レポート」においては、各国の自然災害リスクを纏めている。更に、こうした収集情報を「ASEAN 地域内の産業集積地及び関連社会基盤を含むリスク評価 GIS・データベース」として GIS・データベースに纏めている。

本調査においては、自然災害に関する調査についてはこうした既往調査の結果や調査で利用した情報源を利用し、必要に応じた追加の情報収集を行う。

(2) 調査の実施体制

ASEAN 防災委員会 (ACDM) の予防と緩和ワーキンググループの Co-chair であるタイとラオスの 2 か国、ASEAN 事務局と AHA センター、JICA を加えた 5 者でステアリングコミッティーを形成し、調査に必要な意思決定などを行う。5 者のそれぞれの役割については、2015 年 6 月 25-26 日に開催した協議において確認し、協議議事録に纏めている。

ASEAN 側全体の連絡・調整窓口は ASEAN 事務局災害・人道支援課としており、ACDM 予防と緩和ワーキンググループ Co-Chair であるタイとラオスの代表にも写しで連絡を入れて、調査に必要な連絡・調整を行う。

ASEAN10 か国は、それぞれ本調査のフォーカルポイントを指名することになっており、本調査では、フォーカルポイントを通じた情報収集・連絡・調整などを行う。

(3) 成果及び進捗の発信

本調査はASEANの防災の枠組みの中で実施するものであり、各国からの個別要請に基づくものではない。ASEAN各国の防災担当機関の認識を強化するため、本調査において各国の防災担当機関を訪問する際には、AADMERのWork Programme Phase2の枠組みで本調査を実施していることを説明の上、成果と進捗について、広報ツールなどを用いて積極的な発信を行う。

また、本調査では、各国防災関係者への説明に加え、以下のような機会に的確に業務の進捗に応じた成果を発信する必要があり、それぞれのレベルや関係者によって目的に適った資料の作成を行い、成果や進捗を発信する。

①ASEAN 防災委員会(ACDM) 会合、ACDM 予防と緩和ワーキンググループ 会合など ASEANに関連した枠組みにおける各種会合

②防災担当大臣会合等

ACDM やワーキンググループ会合への本調査の進捗や成果の報告については、Co-chair であるタイとラオスが行うが、コンサルタントは資料の作成等により Co-Chair による報告の支援を行う。

ASEAN 地域内で随時開催される各会合には事前情報収集の上で、必要に応じて ACDM や ASEAN 事務局が開催する各種会合での直接の報告などの機会を設定する。

(4) ASEAN 地域内の連携強化

本調査では、調査結果を ASEAN 各国に共有し、また意見を聴取するための ASEAN10 か国を対象としたフォーラム、ワークショップを開催する。これらは単に情報の提供や収集というだけではなく、これらの機会を通じ ASEAN 地域内の防災関連省庁や関係機関との連携を深めていく。また、単にその場だけの関係ではなく、メーリングリストの作成とウェブサイトの構築などにより、その後も関係をつなげ意見交換等もできるような枠組みを構築する。

AADMER の Work Programme Phase2 のコンセプトノート (CN) No.18 においては、ASEAN において強靱な都市づくりについて協議を行う枠組みとして、“the ASEAN Urban Resilience Forum” の設立が要請されており、これに対応したフォーラムの形成と開催を行う。

(5) 強靱な都市づくりに関する災害リスク評価デモンストレーションプロジェクトの準備

AADMER の Work Programme Phase2 のコンセプトノート (CN) No.18 においては、デモンストレーションプロジェクトとして、強靱な都市づくりに関して3つの優先都市での自然災害リスク評価の実施（自然災害リスクの評価、既存の都市計画・土地利用規制の改善の検討、リスクファイナンスと保険による

資金計画の検討、優先都市での都市計画に加えるアクションプランの作成、他都市での展開方法の提案を含む国レベルの災害に強い都市づくり戦略の策定)が提案されている。デモンストレーションプロジェクトの実施方法(広域案件としての実施または国別での実施、実施規模、実施主体、実施機関など)は未定であり、機構によるデモンストレーションプロジェクトの実施を前提とするものではなく、デモンストレーションプロジェクト自体は本調査では実施しない。本調査では、デモンストレーションプロジェクト候補都市のショートリスト作成と、デモンストレーションプロジェクトの ToR 案作成までを行う。ToR 案は機構と協議しつつ作成するが、最終的には ASEAN 側関係者により検討・決定される。

コンセプトノートにおいては、デモンストレーションプロジェクトにはリスクファイナンスと保険による資金計画の検討が含まれているが、資金計画については本調査では詳細の検討は行わず、デモンストレーションプロジェクトの ToR 案に含めるか否かについて検討し、含める場合には ToR 案について検討を行う。

(6) ASEAN 地域内の他の活動との連携、結果及び教訓の活用

ASEAN 各国は、UNISDR の “the Resilient Cities Campaign”、“My City is Getting Ready”、“the Ten Essentials for Making Cities Resilient by the UNISDR”、ロックフェラー財団の “100 Resilient Cities Centennial Challenge” など強靱な都市づくりに関する取り組みに参加しており、AADMER の Work Programme Phase2 のコンセプトノート (CN) No.18 においては、ASEAN が参加している既存の取り組み内容、成果及び教訓について調査を行い、本調査で作成するガイドブック (ツール) に反映することが要請されている。本調査では、ASEAN 各国からの情報収集のほか、他ドナーからの情報収集を行うとともに、フォーラムやワークショップに他ドナー活動のリソースパーソンを招へいするなどの連携の検討を行う。

(7) ステアリングコミッティー、フォーラム、ワークショップの開催

本調査では、3 回のステアリングコミッティーの開催、2 回の ASEAN Urban Resilience Forum の開催、4 回のワークショップの開催を計画している。参加者数や国数が多く、ASEAN 側と連携した調整業務が必要となることから、本業務においては事務局担当団員を配置する。

5. 業務の内容

調査は成果 1~3 ごとに行うが、成果 1~3 を纏めてインセプションレポート(IC/R)、プログレスレポート(PG/R)、ドラフトファイナルレポート(DF/R)、ファイナルレポート(F/R)を作成する。プログレスレポート(PG/R)の作成は、プロジェクト中間時点の 1 回とする。AADMER の Work Programme Phase2 のコンセプトノート (CN) No.18 および機構から提出して承認されたプロポーザルの従って、ASEAN 関係者には、成果ごとに進捗・成果を報告する必要があることに留意して、各レポートの作成を行う。

【成果 1】ASEAN での都市の強靭性を強化するための、クロスセクターな協力枠組みの構築

成果 1 では、ASEAN Urban Resilience Forum の形成を中心に、強靭な都市づくりのための関係者間のネットワーキングの促進活動を行う。成果 1 の活動は以下のとおり。

(1) フォーラムの形成及びワークショップの開催 (成果 1-1)

ASEAN Urban Resilience Forum(以下、フォーラム)の形成とフォーラム会合の開催に向けた調整(事務局業務)、開催(会場手配、航空券手配などの事務を含む)、当日の司会進行や議論のファシリテーションなどを行う。

フォーラムは、ASEAN10 か国を対象に、本調査の中間時点である 2016 年 7 月、終了時である 2017 年 3 月の 2 回開催することを想定している。

フォーラムの目的、指針と戦略、発表内容・発表者、出席者については、ステアリングコミッティーメンバーを中心とした ASEAN 側関係者と相談して決定する。AADMER の Work Programme Phase2 のコンセプトノート (CN) No.18 においては、ASEAN の都市の強靭性を強化するためのクロスセクターな協力枠組みとして要請されており、ASEAN 側はクロスセクターでの参加者を想定していることに留意する。主なセクターは、防災、都市行政、経済社会開発、民間企業を想定している。本調査の成果 2、成果 3 において収集した情報や成果をコンサルタントから発表することについても検討するが、成果 3 で作成する強靭な都市づくりに関するツール(ガイドブック)についてはフォーラムで説明し、成果普及を行う。

フォーラムは、本調査終了後、ASEAN 関係者によって運営されていく計画としており、今後のアクションプランについてもフォーラムで議論を行う。コンサルタントは、アクションプラン案の提案、フォーラムでのアクションプランの議論のファシリテートを行う。アクションプランには、フォーラムの指針と戦略を含める。第 1 回のフォーラムにおいてアクションプランの議論を行い、

その結果などを踏まえ、第2回フォーラムにおいて、今後のフォーラムのアクションプランを議論し、確定させる。

更に、後述する成果2、成果3において開催するワークショップは、成果1-1の成果とも位置づけて、各レポートに記載する。

フォーラムの開催規模、開催場所は、「(9) 事務局の設置及びASEANの枠組みにおけるステアリングコミッティー、フォーラム、ワークショップの開催」に記載のとおり。フォーラムの開催に要する直接経費は別見積とする。

(2) 強靱な都市づくりの推進のための関係者間のネットワーキングの促進(成果1-2)

フォーラムの規約案の作成、メーリングリストの作成、ウェブサイトの構築、フォーラムの幹事を務める組織の形成などを行う。成果1-2の活動は以下のとおり。

- 1) フォーラムの規約案を作成し、フォーラム会合において議論を行い、承認を得る。
- 2) 本調査の関係者を中心としたASEANでの強靱な都市づくりに関するメーリングリスト（単なる連絡先メールアドレスのリストではなく、フォーラム参加機関の名称、代表権限の組織ポジション、連絡先（住所・TEL・FAX・email）、最新の代表者氏名などの共有可能情報）の作成と運用を行う。
- 3) ASEANでの強靱な都市づくりに関するウェブサイトの構築を行う。ウェブサイトの掲載内容は、本調査の内容を想定しているが、ステアリングコミッティーメンバーなどASEAN側関係者と相談して決定する。また、ウェブサイトの立ち上げは本調査で行うが、調査終了後の管理体制、サーバーなどの維持管理費負担については、ASEAN側と相談しつつ決定する。
- 5) ステアリングコミッティーメンバーなどに提案しつつ、本調査終了後にフォーラムの幹事を務める組織の形成、関係者ネットワークの形成を行う。
- 6) フォーラムの形成、成果2及び3で開催するワークショップの開催、メーリングリスト及びウェブサイトの構築と活用を通じて、関係者のネットワーキングを促進し、それを成果としてレポートなどに記載する。

【成果2】：ASEANの優先都市での災害リスク評価のデモンストレーションプロジェクトに向けた候補都市の評価と協力態勢の構築

成果2では、ASEANの優先都市での自然災害リスク評価のデモンストレーシ

ョンプロジェクトの実施候補都市のショートリスト作成、デモンストレーションプロジェクトの ToR 案作成を行う。

AADMER の Work Programme Phase2 のコンセプトノート (CN) No.18 においては、アウトプット 2 として、デモンストレーションプロジェクトの内容を、①3つの優先都市でのリスク評価、②都市開発計画、土地利用計画及び投資プログラムのレビューと更新、③資金面での脆弱性及び資金ギャップの評価とリスクをカバーするための資金スキームの検討(リスクファイナンス及び保険)、④レポートの作成と他の都市での展開に向けた評価、と記載している。この内容どおりの ToR 案とする必要はなく、調査の中で検討を行い、ASEAN 側関係者との協議により ToR 案を取り纏める。デモンストレーションプロジェクトの候補都市は、本調査の中で ASEAN 側関係者と協議してショートリストに取り纏める。ASEAN の中での成果の展開のしやすさの観点から、都市数が限られてしまうメガシティではなく、より成果の適用可能な都市数が多くなる中・小規模の都市を対象としてデモンストレーションプロジェクトを行うことを想定している。

成果 2 の活動は以下のとおり。

(3) ASEAN の都市情報の収集及びリスト化 (成果 2-1)

ASEAN の都市情報について、都市を単位として以下の情報の収集を行う。収集した情報を基に、ASEAN の都市のロングリストを作成する。また、都市を単位として地図上 (GIS) で重ね合わせを行い、GIS・データベースに取り纏める。

ロングリスト化、GIS・データベース化する都市を選定するクライテリアは、人口、経済指標などをもとに設定することを想定しているが、調査の最初の国内作業でクライテリア案を検討し、ステアリングコミッティーメンバーなどと協議して決定する。

都市情報の収集に際しては、「ASEAN 地域防災協力に関する基礎情報収集・確認調査」、「ASEAN 地域における産業集積地の自然災害リスク評価と事業継続計画に関する情報収集・確認調査」の調査結果を活用し、必要に応じた追加の情報収集を行う。

ASEAN 各国での都市に関する情報収集・整理 (以下の 2) ~8)) の一部は、現地コンサルタントに再委託して実施することを想定している。

ASEAN の都市情報の収集の調査項目、手法についてはプロポーザルで提案すること。

- 1) ASEAN の都市情報の収集に関する都市選定クライテリアの設定、ステアリングコミッティーメンバーとの協議

- 2) ASEAN の都市に関する情報収集（人口、社会経済指標、社会基盤情報など）及び比較分析
1)で設定したクライテリアに基づいて選定した ASEAN の都市（以下、ロングリスト都市とする）の社会基盤に関する基本情報（人口、社会経済指標など）の収集を行い、各都市を比較分析する。
- 3) ASEAN の都市のハザード情報、脆弱性、自然災害リスク、気候変動の影響を含めた最新の災害発生予測情報の情報収集
ロングリスト都市の自然災害リスク情報(各種ハザード、Natech disaster を含む二次的災害の要因、都市の脆弱性、気候変動の影響、起こりうる各種災害リスク、主なインパクト等)について、我が国を含む調査の成果・研究機関によって実施された最新の調査結果を収集し、整理する。
- 4) ASEAN の都市の自然災害対応状況の情報収集
ロングリスト都市における自然災害対応能力(災害レスポンスに関するハード・ソフト対策など)について、情報収集を行う。
- 5) ASEAN の都市の土地利用及び開発計画の情報収集
ロングリスト都市における自然災害に配慮した土地利用規制、開発計画について、情報収集を行う。
- 6) ASEAN の都市の自然災害対策の情報収集
ロングリスト都市におけるハザード毎の対策状況（構造物対策、非構造物対策など）について、情報収集を行う。
- 7) ASEAN の都市防災に関する法制度の情報収集
ASEAN の都市防災に関する法制度（現状、好事例など）について情報収集を行う。
- 8) ASEAN の都市の重要インフラ、産業集積地などの情報収集
ロングリスト都市における重要インフラ、産業集積地などの基本情報について情報収集を行う。
- 9) 収集データの分析及び既存情報からの初期的な自然災害リスク評価の実施
2)～8) で収集した情報を取り纏め、ASEAN の都市全体を概観する初期的な災害リスク評価を行う。ASEAN の都市の類型化、自然災害リスク及び原因の分析、注目すべきエリア、取り組むべき対策の概要についての整理、リスクの高い都市のリストアップなどを行う。
- 10) データベースの作成（各種ハザード、Natech disaster を含む二次的災害の要因、都市の脆弱性、気候変動の影響、起こりうる各種災害リスク、主なインパクトなど）
2)～9) で収集、分析したすべての情報は GIS・データベースとして

AHA センターの既存データベースシステムに統合する。調査終了後、ASEAN 防災協力のプラットフォームである AHA センター及び ASEAN 各国の AHA センターとのフォーカルポイントでこの成果が有効活用できるよう、これらの機関の既存システムを調査したうえで、利用しやすいデータ構造を検討すること。たとえばハザード種別、地域等で選別できることを基本条件とし、図面等のラスター情報も、他のデータとオーバーレイできるよう、位置情報を付与したうえで格納する。

11) ASEAN の都市のロングリストの作成

収集した情報を取り纏め、人口、社会経済指標、重要な社会基盤、ライフラインなどを記載した ASEAN の都市のロングリストを作成する。

12) ワークショップを通じた調査内容に対する意見集約及び調査結果の説明

ASEAN の都市情報の収集結果を踏まえ、ASEAN10 か国を対象に、デモンストレーションプロジェクトの形成のための ASEAN の都市災害に関するワークショップを開催する。

ワークショップにおいて、収集した情報、デモンストレーションプロジェクト候補都市選定のクライテリア、ASEAN の都市のロングリスト、ASEAN の都市の初期的な災害リスク評価結果、デモンストレーションプロジェクトの内容案などについて説明し、意見を集約する。

ワークショップの開催は、2016 年 7 月を想定している。ワークショップの規模、開催場所は、「(9) 事務局の設置及び ASEAN の枠組みにおけるステアリングコミッティー、フォーラム、ワークショップの開催」に記載のとおり。

(4) デモンストレーションプロジェクトの ToR 案の作成(成果 2-2)

デモンストレーションプロジェクトの ToR 案の作成、デモンストレーションプロジェクトの候補都市の検討を行う。ToR 案は、デモンストレーションプロジェクトの目的、活動内容、要員、スケジュールなどを記載する。ワークショップで提起された意見などを集約しつつ、機構と協議の上で、ToR 案及び候補都市リスト案（ショートリスト案）を作成する。作成した案については、ドラフトファイナルレポートの説明の際にステアリングコミッティーに対して説明を行い、最終化する。

【成果 3】：ASEAN での強靱な都市づくりのためのツールの開発

成果 3 では、①ASEAN が関係する既存の取り組みからの情報収集、②強靱な

都市づくりに関する好事例及び過去の自然災害被害からの教訓の収集、③強靱な都市づくりに関するガイドの検討（被害関数に関する調査、都市の自然災害対応に関するチェックリスト（①土地利用及び都市計画、②災害対応及び対策）の作成）を行い、ツール（ガイドブック）として取りまとめる。

成果3の活動は以下のとおり。

- (5) Resilient Cities Campaign など ASEAN が関係する既存の取り組み内容の調査（成果 3-1）

ASEAN 各国が参加している、UNISDR の “the Resilient Cities Campaign”、”My City is Getting Ready”、”the Ten Essentials for Making Cities Resilient by the UNISDR”、ロックフェラー財団の”100 Resilient Cities Centennial Challenge” など強靱な都市づくりに関する既存の取り組みの内容の調査、本調査で作成するガイドブック（ツール）に反映できる成果について調査を行う。ASEAN 各国からの情報収集のほか、UNISDR などからの情報収集を想定しており、他ドナーからの情報収集のアポイント取得や成果の活用 of 許諾の取得については、ステアリングコミッティーに調整の依頼が可能。

調査内容についてはプロポーザルで提案すること。

- (6) 強靱な都市づくりに関する好事例及び過去の自然災害被害からの教訓の収集（成果 3-2）

先進国を含めた、都市での自然災害による被害の情報収集を行う。また、先進国を含め、ASEAN の都市に展開できる可能性のある自然災害に対して強靱な都市づくりに関する好事例及び教訓の収集を行う。情報収集は、文献調査を中心とするが、必要な場合は現地調査を行う。

こうした収集情報を分析、整理し、ツール（ガイドブック）に反映する。

- (7) 強靱な都市づくりに関するガイドの検討（成果 3-3）

被害関数に関する調査（地震、津波または高潮（波高）、強風（風力）、洪水（浸水深と時間）、都市の自然災害対応に係るチェックリスト(①土地利用及び都市計画、②災害対応及び対策)の検討、を行う。

成果 3-3 の活動は以下のとおり。

- 1) 被害関数に関する調査（地震、津波または高潮（波高）、強風（風力）、洪水（浸水深と時間））

ASEAN 地域に合致した被害関数（曲線）はなく、ASEAN 地域においてハザードの規模（水位や浸水時間、震度など）から被害や復旧時間を検討

する際には、現状ではアメリカや日本の被害関数を用いる必要がある。強靱な都市づくりの計画を行うには都市のリスク評価が必要であるが、その際に、ハザードの規模から被害を想定する ASEAN 地域での被害関数があれば被害想定が容易になり、また同じ基準で被害想定を行うことが可能となる。

本調査では ASEAN 地域における被害関数の設定に関する調査を行い、ワークショップを開催して、被害関数案および今後の改善点の提案、強靱な都市づくりの取り組みにおける被害関数の活用方法の提案、ワークショップを通じた意見集約などを行う。

被害関数の ASEAN の中での対象地域については、気候環境や地質学的特性の違いによって ASEAN 全域に合致する被害関数の設定は困難であることも想定され、ASEAN 地域の中の一部の地域についてのみを対象とすることも可。

被害関数の精度や使い勝手を向上させるためには多くの投入が必要となるため、本調査では、文献調査を中心とした調査にて検討を行うが、今後の改訂に向けた改善点についても提案を行う。

被害関数設定の対象とする災害種は、地震、津波または高潮（波高）、強風（風力）、洪水（浸水深と時間）を想定し、調査手順については以下を想定している。被害関数を設定する災害種、ASEAN 内の対象地域、調査手法・手順についてはプロポーザルで提案すること。

- ① 過去の自然災害におけるインフラや構造物に関する災害の規模と被害（ダメージやサービスの中断期間・復旧に要した時間など）の関係の調査

過去に ASEAN で発生した自然災害において、災害の規模と、もたらした被害（ダメージやサービスの中断期間・復旧に要した時間など）について調査し、その関係性を整理・検討する。

- ② ASEAN 各国のインフラや構造物の法制度及び防災強度に関する調査成果 2-1 で収集した ASEAN の都市情報の活用を検討し、更に災害被害の状況とインフラの強度の関係について情報収集を行う。
- ③ ASEAN におけるインフラや構造物の被害関数案の検討と今後の改訂に向けた改善点の提案

ASEAN における被害関数案の検討を行う。また、研究者や ASEAN 防災関係者が、更に精度や使い勝手の向上を図ることなどを想定し、今後の改訂に向けた改善点について提案を行う。

- ④ 強靱な都市づくりにおける被害関数の活用の提案

設定した被害関数の強靱な都市づくりのための活動での活用方法について提案を行う。

⑤ ワークショップを通じた調査内容に対する意見集約及び調査結果の説明

①～④までの結果を踏まえ、ASEAN10 か国を対象とした被害関数に関するワークショップを開催し、調査結果を説明するとともに意見を集約する。ワークショップの開催は2016年12月を想定している。ワークショップの規模、開催場所は、「(9) 事務局の設置及びASEANの枠組みにおけるステアリングコミッティー、フォーラム、ワークショップの開催」に記載のとおり。

2) 都市の自然災害対応に係るチェックリスト(①土地利用及び都市計画、②災害対応及び対策)の検討

地方自治体が都市の自然災害対応として行うべき事項を取り纏めたチェックリストを作成する。チェックリストは、地方自治体が都市の自然災害対応状況の現状を分析し、対応が不十分な項目については国の防災機関が指導したり、地方自治体が自ら改善したりするためのツールとして活用することを想定している。ASEAN各国において、中央レベルでチェックリストの項目を定め、各地方自治体がチェックした内容を集約することにより、自然災害対応ができていない都市、不十分である都市を国全体で網羅的に確認することができるようになる効果も想定している。チェックリストは、1)土地利用及び都市計画(都市計画担当部局向け)、2)災害対応及び対策(防災担当部局向け)の2つに分けて作成する。

想定する手順は以下のとおりであるが、手法、手順などについてはプロポーザルで提案すること。

① 1) 土地利用及び都市計画、2) 災害対応及び対策の2つのチェックリストの項目、評価方法、評価指標の検討

チェックリストの項目、チェックリストの内容が達成されているかの評価方法、評価指標について検討を行う。

都市の自然災害リスクの把握状況、自然災害リスクの住民への周知の度合い、災害を考慮した土地利用及び都市計画の状況、災害対応体制(地方自治体防災関連部局・非関連部局、民間企業、学校、病院の連携など)、災害を想定した訓練の実施状況などを項目とすることを想定しているが、調査において検討する。

- ② 1) 土地利用及び都市計画、2) 災害対応及び対策2つのチェックリスト案の作成

2つのチェックリスト案を作成する。

- ③ 試行的な評価の実施

ASEAN 地域内の3都市を訪問し、防災担当機関、地方自治体の都市計画担当部局、防災担当部局による50人規模のワークショップを開催し、チェックリスト案に基づいた自然災害対応状況の評価、当該都市での課題の抽出など、試行的な評価を実施する。ASEAN 地域内の3都市でのワークショップの開催に要する直接経費は別見積とする。

- ④ 試行を踏まえてのチェックリストの項目及び評価指標の再検討

試行結果を踏まえてチェックリストの項目、評価方法、評価指標の再検討を行う。

- ⑤ チェックリストの展開・活用のために国及び地方自治体が行うべき事項の整理

チェックリストの強靱な都市づくりにおける活用方法(中央レベル、地方自治体での活用方法)について検討を行う。こうした検討を踏まえ、チェックリスト活用のガイダンス(案)を作成する。

- ⑥ ワークショップを通じた、調査内容に対する意見集約及び調査結果の説明

ASEAN10か国を対象としたワークショップを開催し、チェックリスト(案)やチェックリスト活用のガイダンス(案)の説明、チェックリストの試行結果の説明などを行い、意見の集約を行う。ワークショップは、1) 土地利用及び都市計画、2) 災害対応及び対策で分けて開催する。ワークショップの開催は、2016年12月を想定している。

ワークショップの規模、開催場所は、「(9) 事務局の設置及びASEANの枠組みにおけるステアリングコミッティー、フォーラム、ワークショップの開催」に記載のとおり。

(8) 強靱な都市づくりに関するツール(ガイドブック)の作成(成果3-4)

成果3で実施した、①都市を襲った過去の自然災害からの教訓の収集、②都市災害対応の好事例の収集、③強靱な都市づくりに関するガイド(被害関数、都市の自然災害対応に係るチェックリスト)の検討の結果を、強靱な都市づくりに関するツール(ガイドブック)として取り纏めて製本する。

強靱な都市づくりに関するツール(ガイドブック)はツールとして実務者が参照しやすい構成とし、現地語版も作成する。現地語版の作成は、タイ語、マ

レー語（マレーシア、ブルネイ）、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語、ラオス語、クメール語とし、各国の防災担当機関による訳の確認を行って完成させる。現地語版の作成語数は、調査の過程での ASEAN10 か国への確認により確定するため、変更の可能性もある。

【成果 1, 2, 3 共通】

(9) 事務局の設置、ステアリングコミッティーおよび ASEAN10 か国を対象としたフォーラムとワークショップの開催

本調査においては、以下のとおり ASEAN10 か国の関係者を招いての会合を開催する。それぞれの会合の開催にあたっては、会場の借り上げ費、参加者への日当や宿泊費を含む旅費、渡航費、交通費、謝金等の支払いも本業務の中で行う。このために、事務局担当団員を配置し、各種手配や出席者との調整などを行う。開催に要する直接経費は、日当は 4,200 円/日として見積を行う。宿泊費は現地事情及び開催規模を勘案して宿泊施設を想定し、支払は直接、宿泊施設に行うこととするが、見積に当たっての単価は 12,900/日とする。

1) ステアリングコミッティー

- a) インセプションレポート説明時（2015 年 10 月想定）：バンコクで開催
- b) プログレスレポート説明時（2016 年 7 月想定）：ビエンチャンで開催
- c) ドラフトファイナルレポート説明時（2017 年 3 月想定）：ジャカルタで開催

ステアリングコミッティーの出席者は、タイ及びラオスから 2 名ずつ、ASEAN 事務局 災害・人道支援課から 2 名、AHA センターから 2 名とし、本省課長クラスの出席を想定する。ステアリングコミッティーの開催場所は持ち回りとなっており、上記のとおり、バンコク、ビエンチャン、ジャカルタの順とする。追加開催する場合には、契約変更で対応する。

会場は各国の JICA 事務所を利用することで計画する。

ステアリングコミッティーは、調査の進捗を最も優先して日程調整を行うが、ASEAN の会合を含む他の会合と前後して開催するなど効率的な開催を行う。

2) ASEAN Urban Resilience Forum（フォーラム）

- a) 第1回 ASEAN Urban Resilience Forum (2016年7月想定)
- b) 第2回 ASEAN Urban Resilience Forum (2017年3月想定)

出席者はASEAN10か国から各4名、ASEAN事務局、AHAセンター、開発パートナーなどから10名の計50名とする。追加が発生する場合には、契約変更で対応する。出席者については、ハイレベルを想定するが、ステアリングコミティーメンバー、各国のフォーカルポイントと協議して決定する。

開催場所はバンコク、ジャカルタで各1回を想定するが、関係者の要望などにより変更の可能性もある。

フォーラムの開催に要する直接経費は別見積とする(再掲)。

3) ASEAN10か国を対象としたワークショップ

- a) ASEANの都市情報に関するワークショップ(成果2-1)(2016年7月想定)
- b) 被害関数に関するワークショップ(成果3-3)(2016年12月想定)
- c) 都市の自然災害対応に係るチェックリストワークショップ(土地利用及び都市計画)(成果3-3)(2016年12月想定)
- d) 都市の自然災害対応に係るチェックリストワークショップ(災害対応及び対策)(成果3-3)(2016年12月想定)

出席者はASEAN10か国から各4名、ASEAN事務局、開発パートナーなどから10名の計50名とするが、必要に応じた追加が発生する可能性がある。出席者については、実務者を想定するが、ステアリングコミティーメンバー、各国のフォーカルポイントと協議して決定する。

開催場所はバンコク、ジャカルタで各2回として見積を行うが、関係者の要望などにより変更の可能性もある。会場は、現地事情及び開催規模を勘案して借り上げることで見積を行う。

(10) 広報資料の作成

本調査の取り組み及び成果についてわかりやすく説明するための広報資料を日本語及び英語にて作成する。

なお、本調査で収集する情報や調査結果には機微な情報も含まれるため、広

報資料の作成にあたってはこれに留意するとともに、内容については JICA と事前に相談すること。

(11) 成果の発信及び進捗の報告

ASEAN 事務局や防災委員会 ACDM 会合、ACDM 会合の下での Working Group、防災大臣会合などでの成果の発信や進捗の報告の機会が見込まれる。

ACDM Working Group (Prevention and Mitigation) への報告は、Co-Chair のタイとラオスが行うが、その報告資料の作成に協力を行う。また、必要な場合は同席する。

こうした成果の発信や進捗の報告のため、ジャカルタで 3 回の発表機会（それぞれ現地 1 日）を見込み、必要な場合には契約変更による変更や追加を行う。

6. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。
なお、本業務における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

ア インセプションレポート (IC/R)

提出時期：調査開始時 (2015 年 10 月中旬)

部数：英文 70 部、電子データ

イ プロGRESSレポート (PG/R)

提出時期：調査中間時点 (2016 年 7 月中旬)

部数：英文 70 部、電子データ

ウ ドラフトファイナルレポート (DF/R)

提出時期：2017 年 3 月中旬

部数：和文 10 部、英文 70 部

エ ファイナルレポート (F/R)

提出時期：2017 年 4 月下旬

部数：和文 60 部、英文及び CD-R 70 部

(2) データ・ベース等

ア 成果2 都市情報のGIS・データベース

提出時期：2016年7月中旬

部数：CD-R 5部

イ 成果2 ASEAN都市のロングリスト

提出時期：2016年7月中旬

部数：電子データ

ウ 成果2 デモンストレーションプロジェクトのToR案及び候補都市
ショートリスト

提出時期：2017年3月中旬

部数：電子データ

エ 成果3 強靱な都市づくりに関するツール（ガイドブック）

提出時期：2017年3月中旬

部数：1か国あたり 英文、現地語及びCD-R 11部

機構向け 英文及びCD-R 10部

オ 広報資料

提出時期：上記レポート等作成時期

部数：和文及び英文 電子データ

(3) その他の報告書類

ア 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内

部数：和文25部（簡易製本）

イ 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

① 最終報告書の概要

② 活動内容

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（調査体制、実施手法等）

提出時期：業務終了時

部 数：和文 3 部（簡易製本）

ウ 業務月報

提出時期：各月の最終日

部 数：1 部

エ 協議・打ち合わせ記録

提出時期：各レポート提出時

部 数：電子データで提出

オ 収集資料リスト

提出時期：業務終了時

部 数：1 部

(3) 報告書の印刷仕様/電子化仕様

成果 3 強靱な都市づくりに関するツール（ガイドブック）については、カラー印刷で、現場で使いやすい印刷仕様として提案し、機構と協議して仕様を決定する。

ファイナルレポートは製本を行う。強靱な都市づくりに関するツール（ガイドブック）、ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成する。

報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドラン」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文報告書を作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第 3. 業務実施上の条件

1. 業務工程

2015 年 10 月中旬より業務を開始し、2016 年 7 月中旬を目途にプログレスレポート(PG/R)、2017 年 3 月中旬を目途にドラフトファイナルレポート(DF/R)、2017 年 4 月下旬までに全ての業務に関するファイナルレポート(F/R)を作成・提出する。

プロジェクト実施スケジュール

項目/期間	2015年			2016年												2017年				
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
業務期間																				
報告書提出	△									△								△	△	
報告書等	IC/R									PG/R								DF/R	F/R	
										*1 *2								*3 *4		

*1：成果2 都市情報のGISデータベース

*2：成果2 ASEAN都市のロングリスト

*3：成果2 デモンストレーションプロジェクトのToR案及び候補都市

*4：成果3 強靱な都市づくりに関するツール（ガイドブック）

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量目途 合計約 56.5MM

(2) 業務従事者の構成

本業務には、下記の担当分野の団員及び担当内容を想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者の構成がある場合は、プロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 総括・都市計画（2号）
- イ 都市防災（2号）
- ウ 災害リスク評価（3号）
- エ 組織・法制度
- オ 都市情報調査
- カ 社会基盤調査
- キ 災害脆弱性評価
- ク 災害被害状況（インフラ）調査
- ケ 災害リスク評価 2/GIS・データベース
- コ 事務局運営

3. 相手国の便宜供与

情報収集への協力、会議への参加者選定などについては、ASEAN 事務局災害・人道支援課（各種連絡・調整の窓口）を通じた依頼が可能。他について、

相手国政府からの便宜供与はないが、必要なものがあれば ASEAN 事務局災害・人道支援課を通じた調整依頼が可能。

4. 参考資料

(1) 貸与資料：（連絡先：地球環境部防災第一チーム 井上(03-5226-9588)）
・ アセアン地域における産業集積地の自然災害リスク評価と事業継続計画に関する情報収集・確認調査

① ファイナルレポート、

② ASEAN 地域内の産業集積地及び関連社会基盤を含むリスク評価レポート

③ ASEAN 地域内の産業集積地及び関連社会基盤を含むリスク評価 GIS・データベース

(2) 配布資料：

・ AADMER Work Programme Phase2 Concept Note No.18

・ Concept Note No.18 に関する機構のプロポーザル (ASEAN 承認済)

・ 本調査に係るステアリングコミッティーメンバーとの協議議事録(2015年6月25-26日開催)

閲覧資料：

・ アセアン地域防災協力に関する基礎情報収集・確認調査 ファイナル・レポート (JICA 図書館 Web サイトよりダウンロード)

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000008079>

・ 国別防災台帳 アセアン地域防災協力に関する基礎情報収集・確認調査 (JICA 図書館 Web サイトよりダウンロード)

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000008104>

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

6. 現地語通訳の備上

必要に応じ現地での現地語通訳の備上は認める。

7. 複数年度契約

本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、

年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

なお、最終的な精算業務の負荷軽減及び適切な実施を目的として、精算書類等を、契約期間中の業務の区切りのよい時点において確認する機会を設けることとしている。精算書類提出・確認時期については、別途協議のうえ決定する。

8. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の業務については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することができる。

(1) ASEAN 都市情報収集（「第2 5. 業務の内容 (3) の2)～8)」の一部)

現地再委託については、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

9. 安全配慮事項

業務実施に際し、JICA 在外事務所のある国においては各国の JICA 事務所と連絡を密に行い、不在の国においては現地において信頼できる入手可能な情報を渡航前に確認し、安全配慮に努めること。

10. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

